

第4回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 及び
第4回東毛交通圏タクシー特定地域協議会（合同開催）

議 事 概 要

平成29年6月19日（月）
14：30 ～ 16：45
群馬県トラック総合会館2階小研修室

1. 開会及び資料確認

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

定刻となりましたので、只今より、「第4回 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会」及び「第4回 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、代理出席を含め、構成員26名中、24名の出席をいただいておりますので、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号の規定に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。ご理解よろしく申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。

続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

- 資料1 準特定地域協議会設置要綱の一部改正について
- 資料2 タクシー事業の現状について
- 資料3 改正特措法施行後の取組み状況について
- 資料4 活性化事業に係る調査の公表について

資料 4-2 活性化事業に係る調査項目における目標値設定について

資料 5 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

資料 6 群馬県A地区原価計算対象事業者の5月期輸送実績前年比較表について

参考資料

- ・「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」にかかるフォローアップについて
- ・小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区のタクシー運賃改定について
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅の範囲の指定について」の一部改正について
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

本日まで出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

次に、「改正特措法」が施行されて群馬運輸支局の行政の方々には当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは早速議事に入らせて頂きます。ここからの議事進行につきましては、大島会長にお願いいたします。

大島会長よろしくお願いいたします。

2. 議事

～大島会長～

それでは、これより議事に入ります。

本日は、「改正特措法」施行後、準特定地域協議会として4回目の協議会でございます。

昨年8月に開催されました前回の協議会から10ヶ月程度が経過しておりますので、改正特措法施行後のタクシーの状況や適正化・活性化の取組み状況について、各委員の皆様方の活発なご意見を頂ければと考えております。

限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、『議事次第』にしたがって進行させていただきます。

議事（1）『準特定地域協議会設置要綱改正について』を事務局よりご説明をお願いします。

2.(1)準特定地域協議会設置要綱改正について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

それではご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

設置要綱の変更箇所について、説明をさせていただきます。

第4条の1項の構成員の任期について削除しております。

この削除は、同条の2項との整合性を取ったものでございます。

次に、第5条16項の変更についてですが、文書による協議の範囲を見直させて頂いており、従前の書面協議の事項に加え「軽微な事項について、やむを得ない事項」を追記させて頂いております。

しかしながら、お集まり頂き、協議することを基本とする考えに変更はございません。

～大島会長～

ありがとうございました。

ただいま事務局より設置要綱の一部改正についてご説明がありましたが、書面協議について追加しました「軽微な事項について、やむを得ない事由」とさせて頂いており、基本的には委員にお集まり頂き、協議させて頂きたいと考えております。ご意見等ございますか。

～意見なし～

それでは設置要綱の一部改正の内容の議決をとりたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

それではご説明申し上げます。

設置要綱の改正の議決については、設置要綱第5条第10項(2)の規定により議決をとることとなっております。

なお、本日欠席の構成員につきましては、事前に議決における事務局への委任状を受け取っております。

また、設置要綱第5条第10項(2)②及び③について、「過半数の合意を受けております」ことをご報告いたします。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますでしょうか。

～意義なし～

ありがとうございました。特段ご異議がなく合意されましたので、設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

次に、議事（２）『タクシー事業の現状について』をオブザーバーとしてご出席頂いています群馬運輸支局よりご説明をお願いします。

2.(2)タクシー事業の現状について

～諏訪首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

群馬運輸支局の諏訪です。それでは、ご説明させていただきます。

資料２の『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

～「資料２」にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。行政の説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～食とみどり水を守る太田市民会議事務局 津久井次長～

資料２の中にある、乗務員数と平均年齢の推移ですが、平均年齢が上昇し乗務員数は減少しているのが気になりました。

～東武鉄道株式会社 岩澤経営企画部課長～

資料２の中にある、日車営収も伸びているので業界も努力をされているのではないのでしょうか。また、苦情の件数ですが、昨年に比べ２割５分程増えている様ですが、どの様な苦情が増えているのでしょうか？

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

そちらにつきましては、運転手の高齢化に伴い、対応があまり良くないというのもあるかと思われまます。ただ、お客様によっては、こちらの対応が厳しい状況になる苦情もあります。また、荷物をトランクに入れるのを手伝わない等の苦情もありました。協会でも、苦情が出た際には、迅速に該当の会社へ指導をさせて頂いております。

～群馬県個人タクシー協会 高山会長～

私自身、運転手として４０年やっております。正直な所、お客様のわがままというのがた

くさんございます。ただし、お客様に対し、当たり前の事を丁寧にやっていけば、お客様に伝わると思っています。こういった事を、会社でどう指導していくかだと思います。

～大島会長～

ありがとうございました。

次に、議事（３）の「適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について」事務局よりご説明をお願いいたします。

それでは事務局よろしくお願い致します。

２．（３）適正化と活性化に係る改正特措法施行後の取組み状況について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明させていただきます。

資料３をご覧ください。

～資料３にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室担当 柳田課長～

私、専門外となっております、説明を聞いていて、今後新しいコースを提供していく事も大事だと思いました。タクシー協会さんと協力をしていきたいと思っております。

～上信電鉄株式会社 田代鉄道部長～

私、鉄道部ですのでタクシーについては少ししか聞いていないのですが、ジオパークについてはあまり利用が無いと聞いています。また、富岡駅からのタクシー利用も少ないと聞いております。

～一般社団法人群馬県タクシー協会 吉本西毛支部長～

駅から観タクンについて高崎駅からは好評を頂いております、ありがとうございます。高崎についてですが、大河ドラマの影響で箕輪城の３時間コースを検討しております。また、今後の高崎市はスポーツと観光を融合させ、盛り上げていく事を検討しております。

～生活協同組合コープぐんま組合員 砂賀理事～

色々な取り組みをされている様ですが、子育て世代についてお話をさせていただきます。

現状、共働きが多くなっています。子供の送迎等で女性ドライバーや固定したドライバーが来てくれたりすると、安心できます。この辺りを充実させて頂けたら。と思います。

～大島会長～

貴重なご意見ありがとうございました。

続きまして、議事(4)「①活性化事業に係る調査の公表について」資料の4の説明の前に、参考資料の『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて』をオブザーバーとしてご出席頂いています群馬運輸支局よりご説明をお願いします。

2. (4) ①活性化事業に係る調査の公表について

～諏訪首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

群馬運輸支局の諏訪です。それでは、ご説明させていただきます。

参考資料の『「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて』をご覧ください。

～参考資料にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

では、事務局より資料4の説明をお願いします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

～資料4にて説明～

この資料は、現在、精査中であり、確定値ではございませんので、確定になりしだい、構成員の方々には文書にてご報告をさせていただきます。

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方はよろしくお願ひ致します。

～大島会長～

ありがとうございました。

次に、議事（４）の「②活性化事業に係る調査項目における目標値設定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

２．（４）②活性化事業に係る調査項目における目標値設定について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明させていただきます。

資料４－２をご覧ください。

～資料４－２にて説明～

この資料の目標値の設定方法につきましては、現段階でのものであり、今後再度検討の上設定する方向でございます。

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方は宜しくをお願いいたします。

～大島会長～

資料４の中にある各活性化事業についてのグラフですが、このグラフの単位説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

説明不足で申し訳ありません。青が取組み事業者数で茶色が導入車両数です。

～大島会長～

ありがとうございました。

今回の活性化事業の調査結果により、今後、事務局で目標値（案）を設定し皆様方に改めまして書面による協議でご意見等を確認させていただき、決定された内容につきましては国土交通省へご報告することと致します。なお、議決方法につきましては、設置要綱第５条第１０項（４）にて対応することとなります。

次に、議事（５）の地域計画改正について事務局よりご説明をお願いいたします。

2. (5) 地域計画改正について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

資料5をご覧ください。

～資料5にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方は宜しく願いいたします。

～意見なし～

それでは準特定地域計画の一部改正の内容の議決をとりたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願いいたします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

それではご説明申し上げます。

準特定地域計画の改正の議決については、設置要綱第5条第10項(3)の規定により議決をとることとなっております。

なお、本日欠席の構成員につきましては、事前に議決における事務局への委任状を受け取っております。

また、設置要綱第5条第10項(3)②について、東毛交通圏の「過半数の合意」を受けておりますことをご報告いたします。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございました。特段ご異議がなく合意されましたので、東毛交通圏準特定地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

次に、記事(6)の運賃改定に係る実績等の報告について事務局よりご説明をお願いいたします。

2. (6) 運賃改定に係る実績等の報告について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

まず、参考資料の「小田原地区・群馬県A地区・B地区・及び山梨県A地区のタクシー運賃改定について」をご覧ください。平成28年3月28日に小型車の車種区分の廃止を理由とした公定幅運賃の範囲の変更要請書が事業者から関東運輸局宛に提出されました。その後3ヶ月の間に各事業者から要請書の提出があり、運賃区域の群馬県A地区（中・西毛及び東毛交通圏）で車両シェア70%以上の要請となったことから、手続きが開始され、運賃改定の要否の判定を行った結果、運賃改定が必要と判断されました。これに伴い、昨年8月25日開催の当協議会で、皆様方から「利便性やサービスを期待することを前提であれば運賃の改定は致し方ない」との意見を頂きました。その結果、平成29年3月15日にあらたな小型車を廃止とした「公定幅運賃」が公表され4月17日に実施されました。公定幅は群馬県A地区では初乗り上限770円、下限730円となりました。

資料6をご覧ください。結果、全事業者が普通車については、現行の2km730円の運賃を選択したことにより、普通車運賃は、改定前と変わらぬ運賃を利用者に提供することが、できました。

また、結果的に全体の1割未満の車両数であった小型車が運賃値上げと成りましたが、現在に至っても小型車運賃の廃止に伴う苦情やトラブルは一切ないというのが現状であります。それでは、運賃改定後1ヵ月以上が経過しましたのでその実績報告を前年度に対比してご説明いたします。

～資料6にて説明～

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方は宜しく願いいたします。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

運賃の改定についてですが、今回は収益が増えたという事で良かったとは思いますが。

そこで、質問ですが、利用者から運賃改定の苦情があったのかお聞きしたい。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

先ほどの説明の中にもあったかと思いますが、協会では一切苦情を受けておりません。

～出席事業者～

事業者も苦情は受けておりません。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

今後のタクシーの在り方についてですが、先日テレビで京都の京丹後市でライドシェアを行ったという特集がありました。群馬県ではこういった方向性になるのでしょうか？

また、東京で初乗り 410 円というものがあります。こちらもこういったお考えがありますでしょうか？

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

まず、京丹後市についてですが、特区法に基づいて行っているものです。ライドシェアという言葉はまだどこにも出てきていないものになります。協会としては実態が分かっていない。という状況になります。

また、初乗り 410 円の件ですが、2 キロ以内だと安いですが、6.5 キロの時点で以前より高くなってしまう。群馬に置き換えると、1 回の利用が平均 4.5 キロあります。群馬は流し営業がほとんど無いので、事業者は減収になります。なので、地方で行うとタクシー業界が崩壊してしまうのではないかと思います。

～大島会長～

私が持参しました交通新聞の中に 410 円の記事がありまして、短距離の利用客が増加傾向にあると書かれています。収入については若干の増収になったと書かれています。

また、京丹後市の例ですがバスでも取組みをしている様です。ただし、どこの場所でも実施できるという訳ではなく、自治体の取組みによっても変わってくると思います。

自治体からの補助等も充実していけばタクシーも変わっていくのかな。と思います。

～群馬県退職女性教職員の会 上野顧問～

先日、タクシーに乗車した際に料金の差が出ました。迎車料金で差が出たのではと思いますが、どうなのでしょう？

また、自治体によって補助の差があるかと思いますが、今後、配慮はされるのでしょうか？

～群馬県県土整備部交通政策課 内海様～

自治体によって補助の差があるとの事ですが、群馬県としては市町村さんによって公共交通に違いがあるので、考えがそれぞれになっています。なので、市町村単位で考えて頂き、群馬県の方に申して頂ければ、と思います。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事より説明）～

迎車回送についてですが、お客様を遠くに迎えに行った場合、コストが掛かりすぎてしまう為、お迎え料金として頂かないと経営が成り立たないと思われます。ただし、事業者側も乗り場を増やす等、経営努力はしていないといけないのかとは思いますが。

～大島会長～

ありがとうございました。

事務局からの説明、また皆様方から頂いたご意見につきましては、事業者の方々も理解されたかと思しますので、今後の事業運営に是非心がけて頂きたいと思います。

～大島会長～

それでは、これをもって本日予定の議事は終了ですが、その他として何か議事としてありましたらお願い致します。

無いようであれば、事務局からは何かございますか。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

次回の協議会については、また改めましてご連絡差し上げたいと思しますので、宜しくお願い致します。

～大島会長～

活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

5.閉会

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務理事）～

大島会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、改正法施行後の第4回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂き、また熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしくお願ひします。

本日は、誠にありがとうございました。